

報 告 事 項

令 和 6 年 3 月 定 例 会

令和6年3月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
10	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5
11	訴えの提起に関する専決処分について	9

令和 6 年報告第10号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年2月22日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和5年10月10日午後0時45分頃

(2) 場所

安城市尾崎町西勘定16番地2の店舗の駐車場

(3) 内容

赤ちゃん訪問活動中、次の訪問先へ向かうため公用自動車駐車場を出ようと前進した際、駐車場内を東進してきた相手方自動車と接触し、右側ドア、ホイール等を損傷させた。

2 損害賠償額

451,474円

3 和解条項

(1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、岡崎市に金252,839円の、相手方に金644,963円の損害が生じたことを相互に確認する。

(2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市70パーセント、相手方30パーセントであることを相互に確認する。

(3) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する損害賠償額として、岡崎市は、相手方に対し、金451,474円の、相手方は、岡崎市に対し、金75,852円の各支払義務があることを相互に確認する。

(4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。

(5) 相手方は、岡崎市に対し、(3)の金員を、岡崎市が発行する納付書記載の納期限までに、岡崎市の指定する方法により支払う。支払に要する費用は、相手方の負担とする。

- (6) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 3 月 21 日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された訴えを提起することについて、次のとおり専決処分する。

令和6年3月8日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 管轄裁判所

名古屋地方裁判所岡崎支部

2 相手方、家賃等の滞納額

相手方	主たる債務者である元入居者が居住していた市営住宅等	家賃等の滞納額 (令和6年3月1日現在)
個人（主たる債務者である元入居者）	荒井山荘 市営住宅1室 駐車区画1区画	1,748,786円
個人（併存的債務引受人）		
個人（連帯保証人）		1,622,586円 (駐車場使用料を除く。)

備考 市営住宅等とは市営住宅及び駐車区画を、家賃等とは家賃及び駐車場使用料をいう。

3 請求の趣旨

相手方のうち、主たる債務者である元入居者及び併存的債務引受人に対しては、市営住宅等の家賃等の滞納額及びその延滞金の支払を、連帯保証人に対しては、駐車場使用料を除く市営住宅の家賃の滞納額及びその延滞金の支払をそれぞれ求める。

4 請求の原因

相手方のうち、主たる債務者である元入居者は、過去に岡崎市の設置した市営住宅に入居の許可を得て居住しており、岡崎市市営住宅条例（平成9年岡崎市条例第43号）の規定に基づく家賃等を支払う義務がある。

相手方のうち、主たる債務者である元入居者は、家賃等を滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、家賃等が支払われていない。

そのため、相手方のうち併存的債務引受人に対して上記家賃等の滞納額を、連帯保証人に対して上記家賃の滞納額を支払うようそれぞれ催告したが、いずれからも支払われていない。

よって、相手方のうち、主たる債務者である元入居者及び併存的債務引受人に対しては、市営住宅等の家賃等の滞納額及びその延滞金の支払を求め、連帯保証人に対しては、駐車場使用料を除く市営住宅の家賃の滞納額及びその延滞金の支払を求め、訴えを提起する。

